

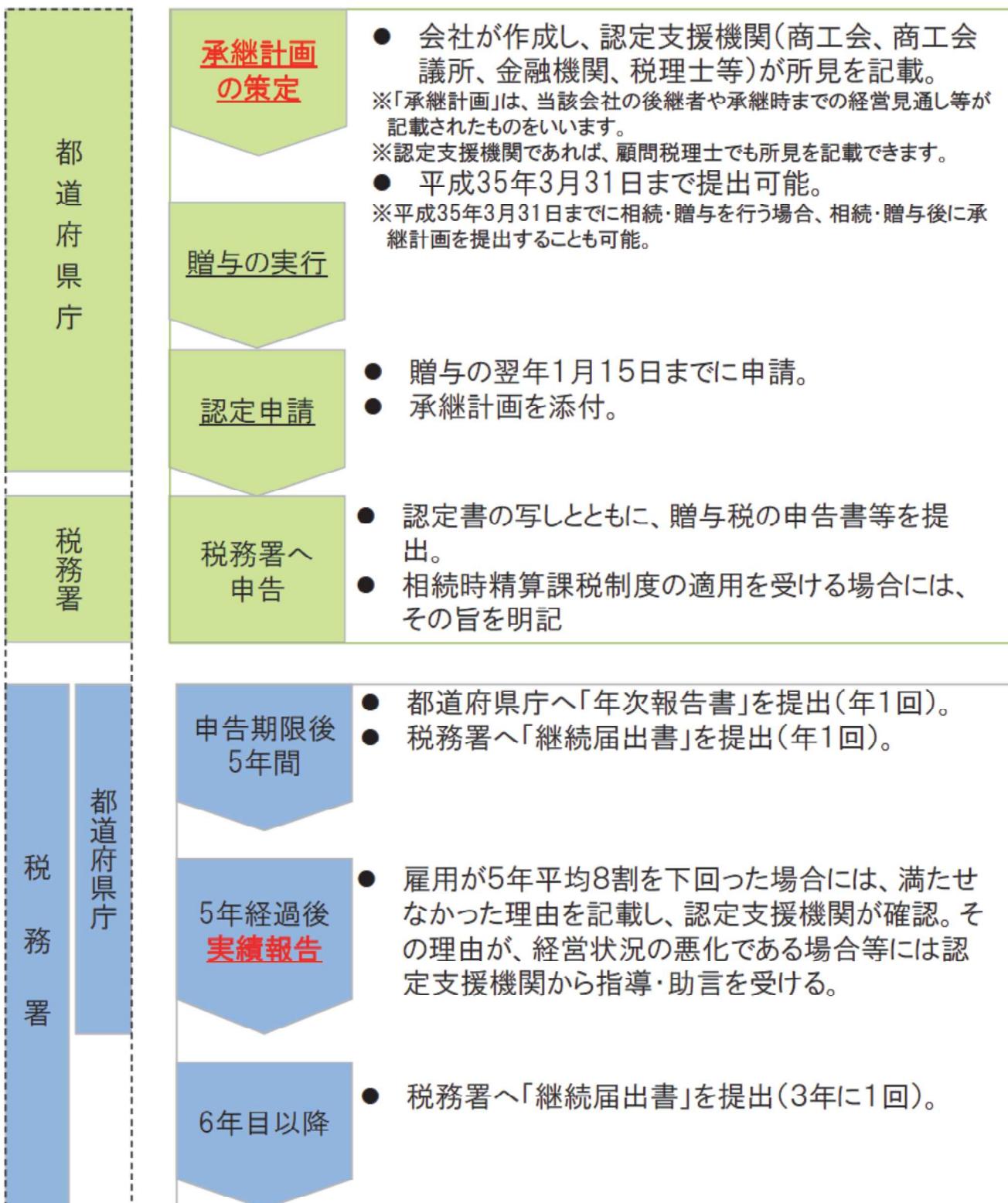
納税猶予を受けるための手続

納税猶予を受けるためには、「都道府県知事の認定」、「税務署への申告」の手續が必要となります。

(1) 贈与税の納税猶予についての手續

提出先

- 提出先は「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
- 平成30年1月1日以降の贈与について適用することができます。



認定支援機関とは、中小企業が安心して経営相談等が受けられるために専門知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。具体的には、商工会や商工会議所などの中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が主な認定支援機関として認定されています。(平成30年2月末時点では27,811機関。うち、金融機関489機関、税理士18,727者)

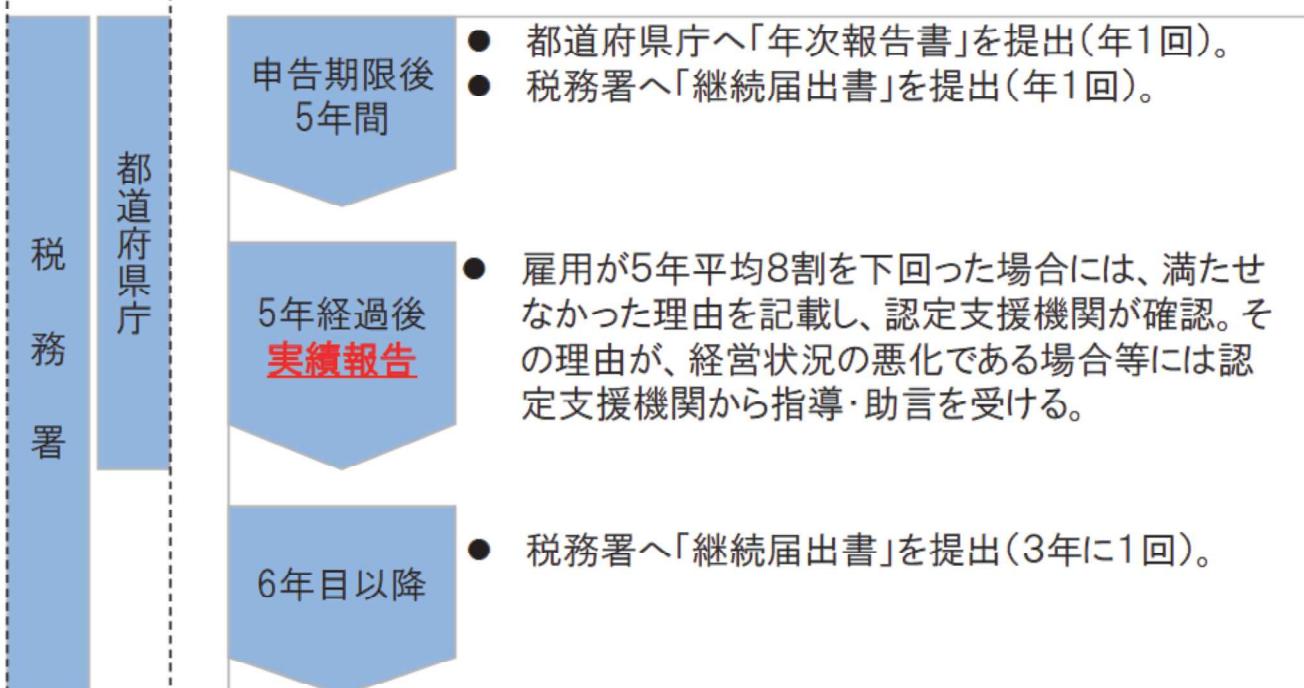
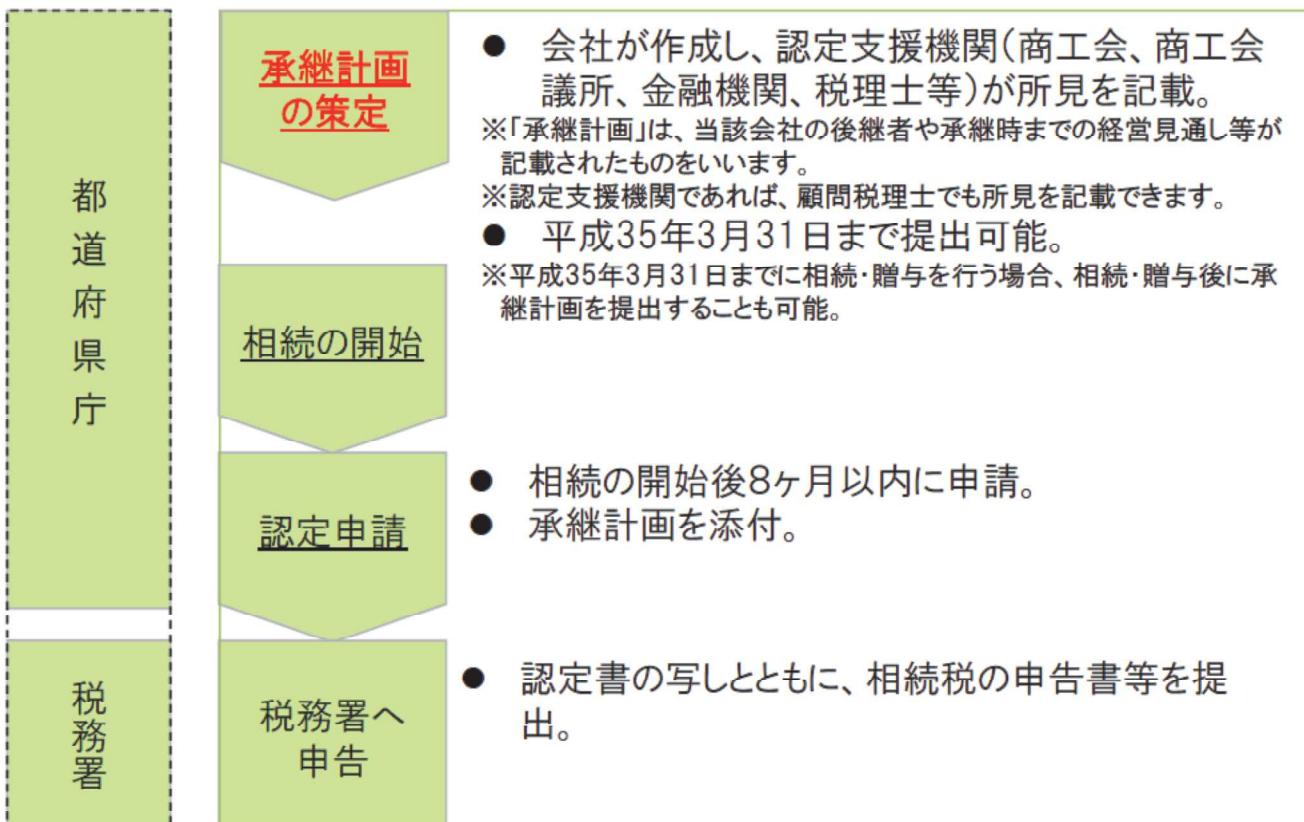
納税猶予を受けるための手続

納税猶予を受けるためには、「都道府県知事の認定」、「税務署への申告」の手續が必要となります。

(2) 相続税の納税猶予についての手續

提出先

- 提出先は「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
- 平成30年1月1日以降の相続について適用することができます。



認定支援機関とは、中小企業が安心して経営相談等が受けられるために専門知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。具体的には、商工会や商工会議所などの中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が主な認定支援機関として認定されています。(平成30年2月末時点では27,811機関。うち、金融機関489機関、税理士18,727者)